

令和7年度 中之条町立中之条中学校 いじめ防止基本方針

いじめに対する基本的な考え方

いじめは絶対に許さない いじめを起こさない環境をつくる

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」ものであることや特定のいじめっ子やいじめられっ子だけの問題ではなく、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。このことを前提として「生徒の心を育てる」「学校の組織力を生かす」「教師の指導力を磨く」ことを「いじめに対する教職員の基本姿勢」として対応を進める。

いじめに対する教職員の基本姿勢

生徒の心を育てる	自他の生命を尊ぶ心	他人の痛みがわかる心	互いの違いを認め合う心
学校の組織力を生かす	生徒指導の充実	危機管理意識の高揚	教師間の連携強化
教師の指導力を磨く	学習指導の工夫と改善	生徒理解の一層の向上	教育相談機能の充実

平成26年の統合以来、「人間関係づくり」を中心の課題に据え、いじめ防止に取り組んできた。生徒会専門委員会の活動を軸にした生徒の自治力向上のための取組を通して、生徒の中にいじめを許さない雰囲気が少しずつ醸成されてきた。また、教職員も日常の授業づくりに力を入れる中で一層の生徒理解に努め、いじめ防止を図ってきた。しかし、依然として「悪口」や「悪ふざけ」等によるトラブルが発生していることを考えると、本校のいじめ防止のための取組が十分であるとは言えない。そこで、今年度も、「未然防止」「早期発見」「早期対応（解決）」をいじめ防止の三本柱とし、教職員と生徒が一致団結して「いじめを絶対に許さない」学校作りを進めていくことにした。

いじめ防止の三本柱

いじめの未然防止 「いじめをさせません」	いじめの早期発見 「いじめを見逃しません」	いじめの早期対応（解決） 「いじめられている生徒を守ります」
-------------------------	--------------------------	-----------------------------------

小さい芽のうちに摘み取っていくことで、いじめを根絶します

いじめの未然防止 「いじめをさせません」

いじめの早期発見 「いじめを見逃しません」

い じ め の 危 機 管 理 I 予 防	＜教職員の取組＞		
	授業をしっかりと行います	生徒一人一人をしっかりと見ます	小さなことでも見逃しません
	- 一人一人を大切に授業づくり TTや少人数によるきめ細かな学習指導 基礎学力の定着を目指す放課後補習 授業に取り組む姿勢と返事の徹底 生徒同士の関わりを重視した授業の工夫 人権教育・道徳教育の充実 - 教職員の見守る目 生活ノートの活用 チャンス相談の実施 休み時間や昼休みの校内巡回 教師間の相互報告の徹底 共感的理解や教育相談技能の向上	- 居場所づくりと人間関係づくり 生徒主体の学級活動・生徒会活動 委員会活動を活かした校内環境整備 エンカウンターを活用した学級活動 月1回のソーシャルスキルトレーニング - 学校の体制づくり 教育相談体制の充実 養護教諭やSC、SSWとの情報共有 人間関係の向上を目指した校内研修 関係機関との連携 相談機関の連絡先の周知	人間関係の客観的な把握 「学校生活・悩みアンケート」の各月実施 担任による定期的な個人面談の実施 年2回（6月、11月）Q-Uテストの実施と分析 週1回のSCの活用 保護者や地域からの情報収集 SNS やオンラインゲームの利用禁止とネット パトロールによるネット被害・加害の未然防止
	＜生徒の取組＞		
	互いを思いやる気持ちをもちます	勇気をもっていじめを止めさせます	
	自治力向上のための取組 感謝の心を表す「心の木」の取組 部長会議によるいじめ防止の取組 スクールバス代表者会議による取組	学年学級を主体とするいじめ防止活動 当たり前のことをしっかりとやる運動 毎日の清掃への意欲的な取組 日直によるいじめに関するスピーチ	- 各専門委員会によるいじめ防止の取組 委員会活動の特色を生かした取組 - 学校や保護者へのいじめ相談 - 関係機関へのいじめ相談
	＜保護者の取組＞		
	子どもの変化を見逃しません		
	悩みを相談できる家庭の雰囲気作り	担任・部活動顧問との連絡相談	PTA 活動での情報交換

生徒指導委員会
の
取
組

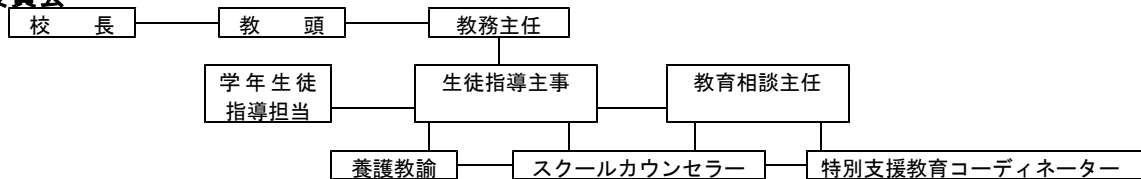
いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への心のケアを進めます

いじめの早期対応（解決） 「いじめられている生徒を守ります」

いじめの危機管理Ⅱ対処	＜教職員の取組＞ 生徒に寄り添って解決します		＜生徒の取組＞ いじめの解決に協力します		いじめ対策委員会の取組
	・事実関係の把握 生徒からの情報収集 関係生徒と担任等との二者及び三者面談 周囲の生徒とのチャンス相談	・指導方針の確認と指導体制の確立 役割分担の明確化 関係生徒の保護者との連携 警察・児童相談所との連携	・いじめを許さない雰囲気づくり ・いじめを解決できる集団づくり ・互いを思いやり認め合う気持ちづくり		
	・被害生徒への支援と加害生徒への指導 関係者の納得できる解決 被害生徒への支援 加害生徒への指導（複数の教職員で対応） 周囲の生徒への指導	・再発防止に向けての指導 指導体制の問題点の把握と改善・充実 生徒自身の自己有用感の育成 生徒の中にある思いやりの心の強化 体験を通した正義感の育成	＜保護者の取組＞ 子どもをいじめから守ります		
			・被害生徒を守り抜く姿勢 ・加害並びに被害生徒保護者と学校との連携や事後協力		

いじめ防止等の対策のための組織

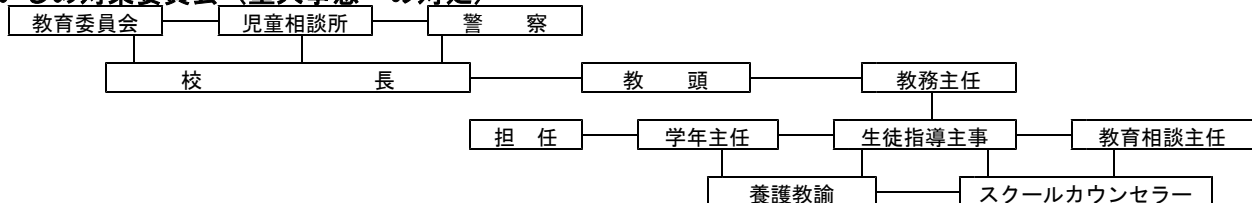
生徒指導委員会



開催：定例会（毎月１回、ただし原則として毎月１回は特別支援教育校内委員会に充てることとする）、及び臨時会

役割：○いじめの未然防止及びいじめの早期発見にかかわる取組の評価及び改善・充実
○いじめが確認された場合の適切な対応策の検討
（詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す）
○教職員研修の企画・運営

いじめ対策委員会（重大事態への対応）



※重大事態とは、いじめにより「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」などを想定している。

・校長の陣頭指揮による危機対応の態勢

いじめ対策委員会の招集、教育委員会との連携、関係機関（警察・児童相談所）との連携、SCやSSWの活用

・情報の収集と発信

被害者や加害者からの聴き取り、現場に居合わせた生徒からの聴き取り、保護者からの聴き取り、個人情報の取り扱いへの注意
全教職員での共通理解、PTAとの連携、緊急保護者会の実施、SCによるカウンセリング、調査報告書の作成、報道機関への対応

・生徒の心のケア

全校集会の実施、学級での対応、教職員の見守り目の強化、教育相談体制の充実、関係機関との連携

※いじめによる自殺が発生した場合には、文科省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」に基づき関係機関と連携して対応する。

いじめ防止に関する年間計画

	生徒指導委員会	生徒会活動
４月	学校生活アンケート	◎生徒会本部と風紀委員あいさつ運動＜年間の取組＞ ○いじめ防止ポスターの掲示 ○部長会議
５月	いじめ防止強化月間 悩みアンケート	○生徒会本部と風紀委員あいさつ運動＜のぼり旗の活用＞ ○専門委員会（いじめ防止の学級活動、いじめ防止スローガンの募集）
６月	Ｑ－Ｕテスト 学校生活アンケート	○生徒総会（いじめ防止スローガンの決定） ○いじめ防止フォーラム ○部長会議 ○スクールバス代表者会議
７月	悩みアンケート 情報モラル講習会	
８月	学校生活アンケート	○人権作文の作成 ○いじめ防止標語ポスターの応募 ○部長会議 ○スクールバス代表者会議
９月	悩みアンケート	
１０月	学校生活アンケート	○運動会・文化祭への生徒会のかかわり ○部長会議
１１月	Ｑ－Ｕテスト 悩みアンケート	○専門委員会（いじめ防止の学級活動）
１２月	いじめ防止強化月間 学校生活アンケート	○いじめ防止子ども会議（実践発表、意見交換会） ○人権週間（人権講話・人権標語の作成） ○部長会議
１月	悩みアンケート	
２月	学校生活アンケート	○部長会議
３月	悩みアンケート	○生徒総会（いじめのない楽しい学級・学校作りのまとめ）